

令和 3 年 1 2 月 2 4 日

関係機関 各位

熊本国際空港株式会社

空港周辺における航空法に定める建造物等設置の制限について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から空港運営に格別なご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、空港周辺においては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態を保つ必要があります。そのため、航空法第 49 条第 1 項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。つきましては、本件についての周知協力、並びに、当社ホームページ関連頁へのリンク等について、引き続きご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

なお、昨年 1 2 月より「熊本空港高さ制限回答システム」を導入いたしました。本システムにご住所を入力いただくと制限表面に関する照会結果が表示されますので、ご利用をお願いいたします。

記

【ウェブサイト URL および連絡先】

- ・熊本空港高さ制限回答システム

<https://secure.kix-ap.ne.jp/kumamoto-airport/>



- ・熊本国際空港株式会社ホームページ

<https://www.kumamoto-airport.co.jp>



熊本国際空港株式会社
電話：096-232-2311 (代表)

熊本空港周辺における高さ制限について

「熊本空港高さ制限回答システム」

ここをクリック <https://secure.kix-ap.ne.jp/kumamoto-airport/>

熊本空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態しておく必要があり、高さを制限する表面（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）が設定されています。

（法律：航空法第49条）

この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件を設置することは法律で原則禁止されています。熊本空港周辺において、物件等の設置や工事用クレーンを使用する際は、事前にインターネット上の「熊本空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

物件等には、建物（アンテナ・避雷針など屋上に付属する突起物を含みます）・工事用クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機、ドローン等も該当します。航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

※ お問合せ窓口

熊本国際空港株式会社 TEL：096-232-2311

なお、熊本県警ヘリポート、済生会熊本病院ヘリポートに関する区域については、下記連絡先への照会が必要となります。

※ 熊本県警ヘリポートに関するお問い合わせ窓口

熊本県警察本部通信指令課 初動指導係

TEL:096-381-0110(内3623)

～熊本県警察ヘリポートの制限表面下に位置するところ～

以下の地域において、地上から70mを超える物件等を設置する場合、ご連絡願います。

熊本市中央区 帯山1丁目、水前寺1丁目、神水1丁目、神水本町、水前寺3丁目、

水前寺4丁目、水前寺5丁目、水前寺6丁目、水前寺公園

熊本市東区 湖東1丁目

※ 済生会熊本病院ヘリポートに関するお問い合わせ窓口

社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院 医療支援部 救命救急支援室

TEL:096-351-8000

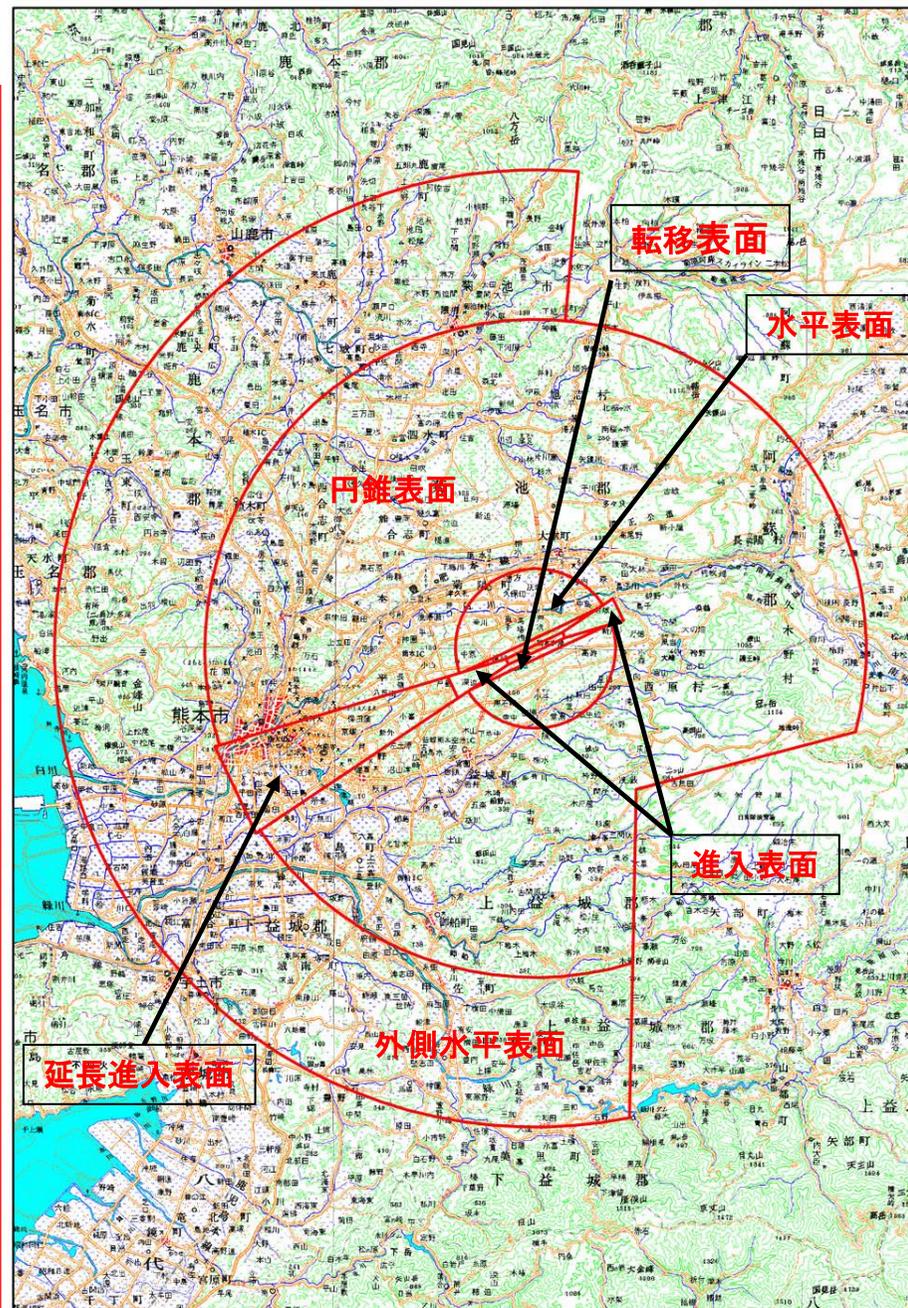
～済生会熊本病院ヘリポートの制限表面下に位置するところ～

以下の地域において、地上から35mを超える物件等を設置する場合、ご連絡願います。

熊本市南区 江越1丁目、江越2丁目、平田2丁目、近見4丁目、近見5丁目、近見9丁目、

流通団地2丁目、御幸西1丁目、御幸西3丁目、御幸西4丁目

熊本空港の制限表面区域図

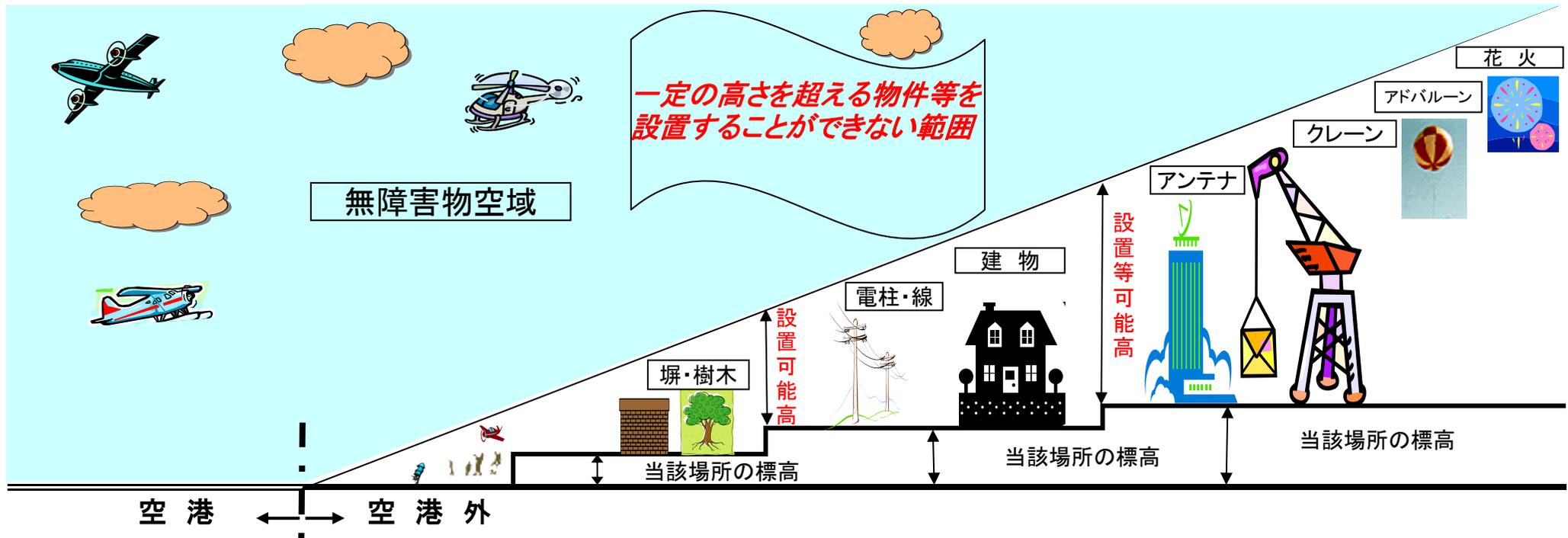


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平成18総複、第819号）」

空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、一定の高さを超える物件等を設置することはできません。このため航空法という法律で、各空港に制限表面を設定し、その**制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することは禁止されております**。なお、各空港によって制限表面の範囲が設定されております。熊本空港における高さ制限については、ホームページ内の『熊本空港周辺における高さ制限について』のご確認、または熊本国際空港(株)照会窓口へお気軽にお問い合わせ下さい。

○空港の標高(海拔)を基準とします【※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。】



(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。**なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。**

【航空法第49条】

何人も、空港について第40条（第43条第2項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分についてはこれらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りではない。

2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 空港の設置者は、第1項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

【航空法第56条の3】

何人も、第56条第1項に規定する空港について前条第2項において準用する第40条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際に現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第49条第1項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 第49条第2項の規定は第1項の規定に違反する物件について、同条第3項から第8項までの規定は第1項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。